北陸信越地方交通審議会は、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第４号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第５号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に北陸信越運輸局海事部船員労政課「郵便番号950―8537新潟県新潟市中央区美咲町一丁目２番１号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる使用者に雇用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　北陸信越運輸局の管轄区域

３　適用する使用者　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

⑴　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）

⑵　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成 25 年９月 12 日

北陸信越地方交通審議会会長　松澤　俊雄

四国地方交通審議会は、四国海上旅客運送業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第６号）、四国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第１号）及び四国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第２号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に四国運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号760―0064香川県高松市朝日新町１番30号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる使用者に雇用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　四国運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　旅客運送の用に供する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑵　前項の地域内に主たる船員の労働管理の事務を行う事務所を有する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

①　沖合底びき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第１号に掲げる漁業をいう。）

②　大中型まき網漁業（漁業法第52条第１項の指定漁業を定める政令（昭和38年政令第６号）第１項第４号に掲げる漁業をいう。）

平成 25 年９月 12 日

四国地方交通審議会会長　常盤　百樹

公　告

諮　事　項

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第４２９号

東京都港区新橋５丁目22番10号
申立人　日立キャピタル債権回収株式会社
本籍埼玉県三郷市東町316番地１、最後の住所埼玉県三郷市東町316番地１サーパス三郷502号、死亡の場所埼玉県三郷市、死亡年月日平成23年８月17日、出生の場所山形県東置賜郡上郷村、出生年月日昭和18年２月25日、職業不詳
被相続人　亡　相澤　忠男
事務所埼玉県越谷市越ヶ谷１丁目13番12号埼葛法律事務所
相続財産管理人　弁護士　宮下　智之
さいたま家庭裁判所越谷支部

平成２５年（家）第７６３号

埼玉県熊谷市西別府2004番地
申立人　野本ナヲ子
本籍埼玉県幡羅郡西別府村141番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所本籍に同じ、死亡年月日昭和22年５月20日、出生の場所不明、出生年月日文久４年１月18日、職業不明
被相続人　亡　野本　津祢
事務所埼玉県熊谷市筑波３丁目20番地　鎌倉ビル２Ｆ
相続財産管理人　柴　　由之
さいたま家庭裁判所熊谷支部

平成２５年（家）第３７４号

東京都千代田区大手町１丁目９番４号
申立人　株式会社日本政策金融公庫
代表者代表取締役　細川　興一
本籍千葉県勝浦市墨名565番地80、最後の住所千葉県勝浦市墨名565番地の80、死亡の場所千葉県勝浦市、死亡年月日平成21年12月22日、出生の場所千葉県夷隅郡勝浦町、出生年月日昭和24年９月18日、職業会社勤務者
被相続人　亡　井上　照雄
事務所千葉県長生郡一宮町一宮9906番地
相続財産管理人　弁護士　神定　　大
千葉家庭裁判所一宮支部

平成２５年（家）第７１００２号

東京都豊島区長崎５－１－31―807
申立人　真木八重子
本籍島根県鹿足郡津和野町吹野23番地、最後の住所東京都豊島区南長崎５丁目26番９号第五足立コーポ101号、死亡の場所東京都板橋区、死亡年月日平成24年１月28日、出生の場所島根県鹿足郡津和野町、出生年月日昭和29年３月28日、職業不詳
被相続人　亡　大庭　英昭
事務所東京都港区東新橋１丁目１番21号今朝ビル９階辻誠法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三浦　　修
東京家庭裁判所

平成２５年（家）第７１２５１号

東京都荒川区西日暮里２丁目57番１号
申立人　落合　利子
本籍東京都千代田区東神田２丁目７番地２、最後の住所東京都昭島市田中町２丁目25番３号　愛全園、死亡の場所東京都昭島市、死亡年月日平成23年３月26日、出生の場所東京市神田区、出生年月日大正13年２月９日、職業不詳
被相続人　亡　宇田川善子
事務所東京都中央区銀座３－９―19吉澤ビル８階東京21法律事務所
相続財産管理人　弁護士　広津　佳子（登録姓　橘高）
東京家庭裁判所

平成２５年（家）第７１２８６号

東京都大田区中央４丁目２番13号
申立人　石橋　淑子
本籍大阪府大阪市都島区都島中通１丁目４番地、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所茨城県小美玉市、死亡年月日平成25年３月23日、出生の場所鹿児島県薩摩郡高江村、出生年月日大正13年９月28日、職業無職
被相続人　亡　坂部よしゑ
事務所東京都中央区八丁堀２―30―15田畑ビル３階東京ティーモス法律事務所
相続財産管理人　弁護士　今泉　良隆
東京家庭裁判所